

特集

統一地方選挙

栃木県議会議員選挙

4月8日(日)

○県内の他市町から
云々

○県外から
云へるまことに

上三川町長選挙 上三川町議会議員補欠選挙

4月
22日
(日)

○県外から
云へるま

4月は、統一地方選挙が行われます。上三川町では、栃木県議会議員選挙の投票が4月8日に、上三川町長選挙及び上三川町議会議員補欠選挙の投票が4月22日に行われます。

地方選挙は、私たちの生活に直接係わる身近な選挙です。投票には、棄権せずに、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

○投票できる人

①栃木県議会議員選挙

昭和62年4月9日以前に生まれた
日本国民で、平成18年12月29日以前
から引き続き上三川町に住所を有し、
住民基本台帳に登録されている人。

②上二川町長選挙・上三川町議会議員補欠選挙

昭和62年4月23日以前に生まれた日本国民で、平成19年1月16日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人。ただし、4月22日の投票開始（午前7時）までに他の市町村に住所を移した人は、投票できません。

住民担当課窓口で受け取り、前住所地の投票所の受付で提示しなければ、投票できません。

また、期日前投票や不在者投票を行つ場合も、投票用紙等の請求の手続きをする際に、この証明書を提示しなければなりません。



○町内で住所の

栃木県議会議員選挙において、県内の他の市町から上三川町に住所を移し、平成18年12月30日以降に転入届をした人は、一般的には、前住所地の市町で、その市町の属する選挙区の投票をすることになります。

ただし、これに該当する人は、いすれかの市町村長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書（無料）」をあらかじめ



次の日までに町内で住所異動（転居）の届出をした人は、新しい住所の投票所で投票できます。それ以降に住所を異動した人は、旧住所の投票所で投票して下さい。



活かしましょう その一票



あなたの思い

●入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに封書で郵送します（一人世帯の人は葉書で郵送します）。投票する際には、お忘れのないようにお願いします。

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●点字投票・代理投票

田の不自由な人には、点字器を用意しています。また、身体が不自由などの理由で字の書けない人は、投票所の係員が代筆します。いずれも、投票所の係員に申し出てください。

●期日前投票・不在者投票

（宣誓書（兼請求書）の記載が必要です。）

人は次のとおりです。

投票日当日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当が見込まれる人は、期日前投票をすることができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人
②戦傷病者手帳の交付を受けている人
③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証（以下「被保険者証」という。）に要介護状態区分が要介護5と記載されている人

○栃木県議会議員選挙

3月31日㈯～4月7日㈯

午前8時30分～午後8時

○上三川町長選挙及び上三川町議会議員補欠選挙

4月18日㈬～4月21日㈯

午前8時30分～午後8時

▼場所

なあ、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができない人は、不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会（以下「委員会」）（以下）に相談ください（期間は、期日前投票の場合と同様です）。

●郵便等による不在者投票

（代理記載制度もあります。）

郵便等による不在者投票ができる人

18日㈬の午後5時まで）です。
①身体障害者手帳の交付を受けている人
②戦傷病者手帳の交付を受けている人
③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証（以下「被保険者証」という。）に要介護状態区分が要介護5と記載されている人
※なお、右記に該当していても、障害の箇所や等級等により郵便等による不在者投票が認められない場合がありますので、詳しくは委員会までお問い合わせください。
また、郵便等による投票をする場合は、「郵便等投票証明書（以下「証明書」といいます。）」が必要です。証明書の有効期限は、①及び②に該当する人については交付の日から1年、③に該当する人は交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。証明書の交付を希望する場合、又は交付済みの証明書の有効期限が過ぎていたり紛失している等の場合は、早めに委員会に申請等の手続きをしてください。郵便等による不在者投票の請求の期限は、投票日の4日前まで（栃木県議会議員選挙は4月4日㈬の午後5時まで、上三川町長選挙及

●入院（所）中の人

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（所）中的人は、その施設で不在者投票することができます。詳しくは、入院（所）先の施設、又は委員会に問い合わせください。

●町長選・町議補選立候補予定者説明会

委員会では、上三川町長選挙及び上三川町議会議員補欠選挙に立候補を予定している人への説明会を開催します。

立候補予定者又は代理人その他の関係者は、（）出席ください。

日時：3月26日㈪ 午前10時～
場所：役場3階中会議室

▼問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会

（総務課自治行政係内）☎9116

投票区及び投票区域一覧（投票時間：午前7時～午後8時）

投票区	投票所名	区域
第1投票区	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・東蓼沼東・東蓼沼西
第2投票区	本郷中学校体育館	西蓼沼・中根・向川原・東汎東・東汎西・上文挾・西木代・露無
第3投票区	本郷北コミュニティセンターホール※	西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・本郷台第1・本郷台第2・ひがしさら
第4投票区	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第5投票区	中央公民館大集会室	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第6投票区	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・並木
第7投票区	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畑・睦渕・雇用促進住宅・友愛苑
第8投票区	明治南小学校体育館	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区（地番1～199）・間の田・西浦・富士見台・県営住宅
第9投票区	明治小学校体育館	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区（地番200～）・川中子2区・下神主・上神主・鞘堂・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・薄市・トータスホーム
第10投票区	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・川中子3区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・上蒲生東

※今回の選挙から、第3投票区の投票所は、本郷北小学校体育館から本郷北コミュニティセンターホールに変更になりますのでご注意ください。

自分の投票所を確認しましょう！

